

(別紙様式1)

## 平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 神奈川県

農業委員会名：海老名市農業委員会

### I 法令事務に関する点検

#### 1 総会等の開催及び議事録の作製

##### (1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している     イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	告示による掲示、窓口にて周知
改善措置	今後はさらにホームページで公開予定
周知していない場合、その理由	—

##### (2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している     イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	約20日から30日
改善措置	—

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

##### (3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している     イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

##### (4) 議事録の公表

ア 公表している     イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	ホームページ
改善措置	—

## 2 事務に関する点検

### (1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 38 件、うち許可 38 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請者記載事項の点検及び農地基本台帳との照合を行うとともに農業委員、事務局が連携・協力を図り全案件の現地調査を実施			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	38 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を作成しホームページで公開及び閲覧による公開			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40 日	処理期間(平均)	40 日
	是正措置	速やかに県へ意見書等の送付を行う			

### (2) 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 17 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、農業委員、事務局が連携・協力を図り全案件の現地調査を実施			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	関係法令・許可基準に基づき、転用事実内容、立地状況等について総合的に判断			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録を作成し、ホームページで公開及び閲覧による公開			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40 日	処理期間(平均)	40 日
	是正措置	速やかに県へ意見書等の送付を行う			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	0 法人
	うち報告書提出農業生産法人数	0 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	0 法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	0 法人
	対応状況	

(4) 情報の提供

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 77 件   公表時期 平成23年3月 情報の提供方法: 広報誌
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 11 件   取りまとめ時期 平成23年1月 情報の提供方法: 窓口及びホームページにて公開
	是正措置	—
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 497.3 ha   整備方法 農地台帳システム導入検討 データ更新: 平成24年1月更新予定
	是正措置	—

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

## II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

### 1 現状及び課題

現 状 (平成23年1月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	497.3ha	2.02ha	0.41%
課 題	安定した生産と保全の観点等から要活用農地の認定農業者や担い手農家へ斡旋し、解消と併せ継続的な作物の選定と耕作者が必要である。		

※遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規程する農地の利用状況調査により把握した同上第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 平成22年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.9 ha	0.8 ha	88.89%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		7月～10月	20人	1月
	調査方法	目視による巡回調査		
	遊休農地への指導	実施時期:3月		
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		7月～10月	20人	1月
	調査方法	目視による巡回調査		
	遊休農地への指導	実施時期:12月		
		指導件数: 41 件	指導面積: 2.02 ha	指導対象者: 29 人
	遊休農地である旨の通知	件数: 件	指導面積: ha	対象者: 人
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 件	指導面積: ha	対象者: 人
その他の取組状況				

※ その他の取組み状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

### 4 評価の案

目標に対する評価の案	農地の保全と生産性を高めることに寄与している。
活動に対する評価の案	農業委員が担当地区を責任をもって調査し、きめ細かい対応が実施できた。

### 5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

### 6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	農地の保全と生産性を高めることに寄与している。
活動に対する評価	農業委員が担当地区を責任をもって調査し、きめ細かい対応が実施できた。

### Ⅲ 促進等事務に関する評価

#### 1 認定農業者等担い手の育成及び確保

##### (1) 現状及び課題

現 状 (平成22年1月現在)	農家数	840戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	80戸	63経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	0法人			
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足により、将来の担い手となる人材の確保・育成。 地域の実情や状況に合わせた担い手の確保・育成を図っていく必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

##### (2) 平成22年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	2経営	0法人	0団体
実 績 ②	1経営	0法人	0団体
達 成 率 ①/②	50%	— %	— %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

##### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	意欲ある農業者の情報収集をし、市農政課と連携し認定の推進活動を行う。	—	—
活動実績	活動計画どおり実施	—	—

##### (4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	実態を踏まえた目標値の再設定が必要。	—	—
活動に対する評価の案	制度の周知徹底を行い、認定農業者の発屈、確保に向けた活動を推進する。	—	—

##### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

##### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	実態を踏まえた目標値の再設定が必要。		
活動に対する評価	制度の周知徹底を行い、認定農業者の発屈、確保に向けた活動を推進する。		

## 2 担い手への農地の利用集積

### (1) 現状、課題及び平成23年度までの目標

現 状 (平成22年1月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	497.3ha	23.6ha	4.70%
課 題	農業者の高齢化等により、後継者がいない農家の離農が懸念されるため農業規模に応じた担い手の育成、確保が必要。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

### (2) 平成22年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達 成 状 況(②/①×100)
5 ha	4.59 ha	91.80%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農業委員会が農地の貸し借りの情報を把握し、借り手・貸し手の両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。
活動実績	農業委員会等による担い手の掘り起こし活動を実施し、農地の斡旋を行う共に、利用権設定等を進めた。

### (4) 評価の案

目標に対する評価の案	担い手等の掘り起こし活動や農地の斡旋により達成された。
活動に対する評価の案	現状を維持し、更なる利用集積を図る。

### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	担い手等の掘り起こし活動や農地の斡旋により達成された。
活動に対する評価	現状を維持し、更なる利用集積を図る。

### 3 違反転用への適正な対応

#### (1) 現状及び課題

現 状 (平成22年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	497.3ha	0ha	0.00%
課 題	農地転用の許可等が必要である認識が薄れてきているため、広報活動が必要		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規程等に違反して転用されている農地の総面積を記入

#### (2) 平成22年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達 成 状 況(②/①×100)
ha	ha	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

#### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地パトロールの実施、リーフレットによる周知
活動実績	農地パトロールの実施、広報誌による周知

#### (4) 評価の案

目標に対する評価の案	引き続き違反転用の監視に努め、適正な指導を行っていく。
活動に対する評価の案	引き続き関係機関との連携を強化し、適正な指導を行っていく。

#### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

#### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	引き続き違反転用の監視に努め、適正な指導を行っていく。
活動に対する評価	引き続き関係機関との連携を強化し、適正な指導を行っていく。